

パブリックコメント結果

平成27年12月18日

小金井市議会基本条例（案）に対する意見及び検討結果

募集期間：平成27年8月29日から9月28日まで

意見提出数：14人、51件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する（各班の）検討結果
1	前文	<p>前文中、「少数会派の活動も認め合う議会」について 「少数会派の活動も認め合う議会」の文言を「少数会派の活動を尊重する議会」に改める。 第7条（会派）第4項中に「全会派の活動を保障し」とあるので、前文では「尊重する」が適当である。</p>	<p>ご指摘の点について、条例案の策定過程で長い議論を経ています。とりわけ少数会派を尊重してきた歴史があるという認識と、それは言い換えれば、すべての会派を認めてきたのだという認識があり、協議の結果、このように規定することとなりました。</p>
2		<p>前文は分かりにくいので例えば 議会は、市民の代表として選出された議員により構成され、二元代表制に基づき、市長と対等な関係に立ち、市民福祉を増進させ、市政を発展させる責務を負っている。 議会の役割は、公開の場で迅速で、有効、効率的な議論を尽くすことにより、市長の行政執行及び市政の課題について、市民にとって最善の意思決定を行うことが市民により求められている。 地方分権の進展に伴い、議会は、市民の多様な意見に基づき、議会としての自律性を保持し、執行機関を監視し、さらに政策を立案する活動を、より充実強化しなければならない。 また、議会は審議、審査の内容を迅速に各種の手段で情報公開を推進し説明責任を果たさなければならない、議会を構成する議員は市民の付託に応える為に更なる自己研鑽を積み重ねなければならない。 市民の代表である議員で構成される小金井市議会は、以上述べた議会の役割と使命に基づき、ここにその議会の最高規範としてこの条例を制定する。</p>	<p>ご指摘の点について、次の2点を修正します。 ・公開の場で効率的な議論を尽くすことにより・・・。 ・市民の多様な意見をくみ取る努力、市民の負託に応えるために更なる自己研鑽が求められています。</p>

3	<p>「議会は合議制議決機関です」とあるが、「合議制の議事機関」とすべきではないか？</p> <p>流山市の議会基本条例の説明を聞くと、この部分を「議決機関」でなく合議制の「議事機関」としていることを強調していた。最終的には「議決」するのであるが、「多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論を尽くす」過程を重んじれば、表現として「議事機関」の方がふさわしいと思う。</p> <p>なお、第4条では「議会は、議事機関として」という表現になっている。</p> <p>また、「議事機関」とする場合は、「解説」にその趣旨を記述すると、より「議論を尽くす」意識が高まるのではないか。</p>	<p>コンメンタールによれば、憲法93条における議事機関とは議決機関の意味であると解釈されています。従って、議事機関でも議決機関でもどちらを用いても問題ないと考えます。</p> <p>ここで、私たちが合議制の議決機関とした理由は、市長が独任性の執行機関であることに対する表現として議決機関としています。それは、市議会が意思を決定する機関であることを市民にわかりやすく表明するために用いたものです。</p> <p>複数の人員をもって組織し、その構成員の全会一致または多数決により、その意思を決定する組織体を合議体と言いますが、その合議体において、その構成員がその議に付された案件につき、集まって相談する制度を合議制と言います（自治用語辞典／自治大学校編）。</p> <p>合議制という言葉が付けたのは、単なる議決機関ではなく、議論を尽くして結論を導いていくという議会としての役割を明確にするためです。</p>
4	<p>「議会は、以上述べた市議会の役割と使命を自覚し、地方自治の本旨の実現を目指し、・・・」の「地方自治の本旨」は、文章の中からは読みとりにくい。</p> <p>憲法をはじめとして一般に使われている言葉だが、改めて「地方自治の本旨」の言葉の「解説」を入れて欲しい。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。</p> <p>逐条解説に、用語解説を加えさせていただきます。</p> <p>地方自治は、一般に、住民自治と団体自治の2つの要素によって構成されている。（中略）日本国憲法は、大日本帝国憲法下の中央集権的・官治行政を払拭し、地方分権・自治行政を確立するという観点から、第8章において「地方自治の本旨」に基づく地方自治を保障する諸規定（憲92～95）を置いている。</p> <p>（出典：新基本法コンメンタール 地方自治法 P13,P14）</p>
5	<p>第1条</p> <p>文脈の確認です。本条で「目的」とされているのは次の①と②のいずれでしょうか？</p> <p>①「議会が市民の付託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与すること」</p> <p>②本条例に定められた「小金井市議会の基本理念、議会に関する基本事項」に従った「議会が市民の付託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与すること」</p> <p>①であれば、どの市議会にも共通するごく一般的な目的となりませんが、②であればこの小金井市議会基本条例の存在が大変意義あるものとなります。</p>	<p>意見へのお答えとしては②ではありますが、言い換えると次のようになります。</p> <p>小金井市議会の基本理念、議会に関する基本的事項を定め、それらを実行することによって、結果として、議会が市民の負託に応え、市民福祉の増進及び市政の発展に寄与することにつながっていくと考えます。</p>

6		目的で議会の基本理念とは前文をさすのでしょうか。	この基本条例全体が、基本理念の性格をもっています。
7	第2条	条例の7つのポイントで示されている「市民に・・・」の関係は。	議会だよりの表現は、第2条関連ではなく、「第3章」とすべきでした。ここにお詫び申し上げます。
8	第3条	<p>第1号「市民を代表する唯一の議事機関」を「市民を代表する議決機関」に改める。</p> <p>日本国憲法第93条第1項の「議事機関」は自治体の意思決定機関あるいは議決機関であることを意味している。また、自治体の意思決定機関（議決機関）としては、教育委員会、農業委員会もそれぞれに任務分野において意思決定機関（議決機関）であるといえる。さらに二元代表制のもとにおける自治体の長には規則制定権その他一定の意思決定権が認められている。したがって、「唯一の」は削除すべきである。</p> <p>なお、議事機関とは、多人数の合意によって団体の意思を決定する機関を指すものである。</p> <p>第5号を削る。日常的に継続して精査見直しを行うのは、当たり前のことであり、それを条例に載せる必要があるのでしょうか。それとも、条例に規定しないと精査見直しをできないというのが実態だということですか。</p>	<p>ご指摘のとおり、「市民を代表する議決機関」と変更します。</p> <p>第5号については、解説にもあるように「議会活動の根拠として」規定しているものです。また、条例に精査・見直しは大変重要で、運用の中で絶えず見直し、より良いものにする努力を行う姿勢を堅持する意味を込めてこの基本条例に明記しています。</p>
9		<p>本条第1項第3号の内容が小金井市民にとって大変重要な、「議会による市民の声の把握と市政への反映」であるにもかかわらず、「努めること」となっています。なぜ努力目標にしたのでしょうか？</p> <p>「・・・反映させること。」とか「・・・反映させるものとする。」といった文末にできないのでしょうか。</p>	<p>実際に市政に反映させる執行権は市長がもっています。ここで、市議会が「反映させる」とまでは言い切ることは難しいとの考えから、このような表現としています。もちろん、反映できるように、議会として活動していきます。</p>
10		第2項 効率性の前にそもそも議会活動の有効性を求めます。	<p>何に対する有効性なのか問われてきます。議会活動が有効かという場合、議会の機能が発揮できているかどうかだと考えます。有効性が発揮できるように、自覚して活動していきます。</p>

11		<p>「議会は、・・・ (2) 公開性、透明性、公平性をより一層確保し、・・・」とあるが新たに作る条例で「より一層」という比較表現は妥当か？ いままでもやっているのですが、という暗黙の含意(?)は不要。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。今までの議会改革の中で努力してきた内容を踏まえて、さらにその内容を確保しようというものでこうした表現にしています。最終的な段階まで検討します。</p>
12		<p>第4号 とても基本的なことですが非常に大切なことだと思います。そして残念ながら傍聴している限り、ここは弱いと感じます。 互いに自説を投げ合うだけで建設的なやりとりに発展させることができていない。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。市議会は、市民の多様な意見の反映であり、異なる意見を主張しあう場です。お互いに自説を述べあうことは重要であり、論点を明らかにして最終的な結論を導き出すことが役割と考えています。</p>
13	第4条	<p>第1項中の「議会は、議事機関として議決責任を果たすために」を「議会は、議決責任を果たすために」に改める。「議事機関として」を削除する。当然なので省く。 第2項中の「各委員会を中心に議員間で討議を行うことができるものとする。」を「本会議及び各委員会において議員及び委員間で自由討議を行うものとする。」に改める。 「行うことができるものとする。」は、自由討議をしても、しなくてもよいことになり、積極的に自由討議をする意味から、「行うものとする。」にすべきである。 本会議における自由討議も入れるべきである。また、「討議」を「自由討議」に改める。討議だけでは趣旨がわかりにくいので、議員及び委員間の自由討議と内容を明確にすべきである。 議会運営上すべての案件が委員会付託されるとは限らず、本会議で直ちに採決する案件もあるので、本会議による議員間の自由討議も加えるべきである。</p>	<p>・「議事機関として」の部分は削除します。 ・「議員間の自由討議」については、平成24年の議会運営委員会で協議してきましたが一致しませんでした。その後、議会基本条例策定代表者会議では、その議論は行われませんでした。今後の議会改革の参考とさせていただきます。今回の基本条例は、ほとんどの部分で、現状の議会運営に沿って条例化した形になっています。現在、すでに委員会協議会などで議員間の討議が実際に行われていることから、このような条文になりました。</p>
14		<p>議員間の討議は新たに設けられたことでしょうか。</p>	<p>議員間の討議は、議会運営委員会、委員会協議会、議員提出議案の審査等で従来から行われてきたことで、新たに設けられたものではありません。</p>
15		<p>第4条に、「3 議員の質問および討論時間に制限を設けてはいけない。」を加える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。議会運営に合わせて工夫をしております。地方自治法にて、議会は「議決しなければならない」と定められており、一定の期間内で結論を導き出すことが求められていることもご理解ください。</p>

16	第5条	<p>第2号中の「活発な調査活動」を「調査活動」に改める。何ををもって活発と いうのか意味があいまいであり、調査活動で十分である。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「調査活動」のみとします。</p>
17	第7条	<p>前期議会で設けていた会派代表者会議について、明記されていないこと です。第7条第5項には「会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必 要に応じて会派間で協議を行い合意形成に努めるものとする。」とありますよ うに会派代表者会議の機能についてはそこで書かれていることにいいとして、 議会の活動範囲の明確化ということからはここに記載することが必要なのでは ないでしょうか。ここに記載しない場合でも会議規則には記載する必要がある と思います。</p> <p>地方自治法には、第100条の第12項で議会の活動範囲の明確化を会議規則 よって行うべきとあります。その詳細は平成20年6月18日の総務省行政課 長通知（総行行73号）にある通りです。もちろん会議規則をもつてますが が、そこは議員の皆さんは一致できますか。小金井市議会では会派代表者会議 は重要な協議機関としての位置を占めており、協議の結果について全体が一致 すれば、事実上の決定事項となりますので、その設置については逐条解説では なく、議会基本条例に明記し、市民に公知しておく必要があると考えます。</p>	<p>会派代表者会議は非公式の会議です。地方自治法第100条第12項に基づき会 議規則に規定することになると公式の会議となります。しかし、公開すること などについて合意ができていないために、正式の会議とすることにはなりません でした。ただし、会議の結果については、会議結果報告書を作成します。情 報公開の対象です。</p>
18	第8条	<p>解説に会議録の公開を謳っているが公開が迅速でない。議会後2ヶ月では市 民の権利を阻害する。</p> <p>行政の答弁を市民が正確に知り行動を起こす根拠とするには少なくとも審議 中に公開していただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。現在、会議録の作成は業者へ委託していま す。本会議、委員会終了から1か月を目安に、未定稿段階の会議録をホーム ページに掲載しています。確定した会議録は、ご指摘いただいた通りおよそ2 か月後に公開しています。</p> <p>過去には、音声による文字入力 of 機械を導入することも検討しましたが、正 確に文字にならないことなど課題があり、更なる検討が必要であるというこ とになっています。今後、ご意見も参考にして、議会改革の中で、検討してい きます。</p>
19		<p>第2項に、「市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努めるものとする」とあ りますが、現在、市民は議案やその他の資料は議会に行かないと見られませ ん。</p> <p>他の自治体で行っているように、議会の開催中も議案がインターネットで見 られるようにするなど、何を改善したいのかももう少し具体的に条文に織り込 んでいただきたいです。</p> <p>インターネット中継を市役所内のモニターで流すといったことも良いと思 います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。現状、議案とそれに付属する行政提出の資料 は市議会ホームページの議案一覧からご覧いただけます。議会が要求した資料 の公開や議会のインターネット中継を市役所内のモニターで放映するなどは、 課題として認識しています。今後も運営の改善に努めます。</p> <p>ただし、この条例は理念条例なので、具体的な手段などについては、別途検 討し要綱や申合せなどに反映していきます。</p>

20		<p>原則公開とするとあるが、「公開」の具体的な中身として、「インターネット上」「傍聴」等と明記すべきである。</p> <p>「傍聴しやすい環境」という表記も具体性に欠ける。市・議会事務局のホームページをもっと見やすくし、例えば「本日の議会予定」などの欄を作り、そこをクリックすると、具体的な審議予定・時間が出る様にしてはどうだろうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。公開の定義は逐条解説に明記していますので、参考にしてください。</p> <p>市議会ホームページの改善は、広報協議会で現在協議中です。いただいたご意見は、今後の議論の参考にさせていただきます。</p>
21		<p>第2項 市民説明会でも申し上げましたが、傍聴している市民は圧倒的に情報量が少ない上、資料の数が少ないので傍聴している人が多いと大変です。</p> <p>思い切ってダイジェストを多めに作り、きちんとした資料は、議会自体もプロジェクター等を使用しながら進めていけば、傍聴している市民にもわかりやすい。</p> <p>機材も大変安価になってきているので、ぜひ検討していただきたいと思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。傍聴席への資料配布は、運用の見直しを図ります。</p> <p>現在の申合せでは、傍聴席へ資料3部を設置することについて、本会議及び委員会傍聴用として置く資料は3部とする。ただし、議長又は委員長は、傍聴者が多い場合、資料の分量等（資料の量、形態等）を考慮した上で資料の部数を増やすことができるものとする。また、傍聴者が資料を必要とする時は、庁内のコイン式コピー機により実費で複写することができるものとし、傍聴席にその旨を表示することとする。（平成14.7.24 議会運営委員会決定）としています。</p> <p>プロジェクターを使用しての説明や質疑は、後に残る記録として、どのように会議録に収録するかなどの研究、検討が必要です。今後の議会改革にいかしていきます。</p>
22	第9条	<p>誠実に審議するとあるが誠実とは具体的に何を表すのでしょうか。</p> <p>例えば基本理念に基づく考え方でしょうかあるいは議員の態度でしょうか。</p> <p>陳情書に対する意見陳述はなぜ協議会で行われるのか。</p> <p>陳情書に対して適正な審議がなされたかの判断はどのようにされるのか。</p> <p>陳情書を提出する市民は行政に直接検討を依頼する状況にないとき議会に陳情するが、議会で与党的立場の議員が行政の意向による判断をされたとき公正な審議であると2元代表制の基で保証できるのでしょうか。</p>	<p>会議規則では、委員会に出席するのは、議員と行政機関のみです。必要に応じて、教育委員会、監査委員会、選挙管理委員会に対し、出席を求めることができます。しかし、それ以外の市民の出席を求めることができるのは、会議規則に基づき、公聴会制度に基づく公述人（会議規則第63条の2～7）と参考人招致（同規則63条の8）となっています。条例制定の議論の中で、正式な委員会での発言を提案する会派もありました。参考人招致では、気軽に議会で意見を述べることができなくなるのではないかとという意見もあり、協議会での発言ということになりました。</p> <p>市議会は請願者や陳情者と必要に応じて意見を聞く機会を設けることになっています。今後とも市民の皆さんの意見も聞き、判断していくこととなります。</p>

23	第11条	<p>条例と直接関係があるのかどうかよくわかりませんが、広報について、ぜひ小金井市議会の公式ツイッター等の検討もお願いしたいです。</p> <p>立川ではすでに始めています。これはとても便利です。開催や休憩、どの議員の話が始まった等、関心がある課題だとU S Tに向かうタイミングもつかめます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。広報協議会での検討課題となっています。</p>
24		<p>本条第2項には、「前項に規定する目的を達成するため」と記載されていますが、ここで「目的」という語句の使い方は適切でしょうか？</p> <p>単に、「前項の規定を達成するため」あるいは「前項を達成するため」では不足でしょうか。（同趣旨の第17条第2項では別の表現になっています。）</p>	<p>指摘を尊重し、「前項の規定を達成するため」へと変更します。</p>
25	第12条	<p>議会報告会にプラスして「意見交換会」（名称には拘らない）を明記するべき</p> <p>開催回数は年二回以上とするべき</p>	<p>意見交換会については、今後の検討事項となります。現時点では、年1回以上の報告会開催ということが一致しています。今後、議会報告会を実施しながら、検討します。</p> <p>内容については、議会報告会の実行委員会を設置し、その中で決め、議会運営委員会で確認することになっています。</p>
26		<p>市民として各議員の考え方を理解するためにさらに年1回以上の議会報告会と共に各議員のWEBを開設する義務を負わしてほしい。</p> <p>議会報告会は定例会、臨時会ごとに開催していただきたい。</p> <p>市民が聞きに来るかは報告会の内容次第と考える。</p>	<p>議会外の個人の活動を、議会基本条例で規定することは、困難です。よって、各議員にWEB開設の義務を負わせるのは難しいかと思います。市議会ホームページの充実には努めたいと考えています。現時点では、年1回以上の報告会開催ということが一致しています。今後、議会報告会を実施しながら、内容を含め検討します。</p>
27		<p>議会報告会は年1回以上開催となっているが、これでは年1回だけの最小開催になってしまう可能性が大きい。各定例会終了後に開催することとして「年4回以上開催するものとする」と明記するべきである。</p>	<p>現時点では、年1回以上の報告会開催ということが一致しています。今後、議会報告会を実施しながら、検討します。</p>

28	<p>条文では年に1回以上となっていますが、少ないと思います。定例会は年に4回ありますので、定例会後は毎回やるべきではないでしょうか。</p> <p>また、議会報告会では市民との意見交換を行うとぜひ条文に明記していただきたいです。</p>	<p>現時点では、年1回以上の報告会開催ということが一致しています。今後、議会報告会を実施しながら、検討します。意見交換については、今後の検討事項となります。</p>
29	<p>「議会は、市民への説明責任を果たすため、議会報告会を・・・」とあるが、「説明責任を果たすため」だけが議会報告会の目的ではないはず。</p> <p>東京財団による議会基本条例の義務規定3要件の一つに「議会報告会の開催による市民との意見交換」があるが、これから考えると「市民の多様な意見を把握する」という文言を目的に加えるべきではないか？</p> <p>ちなみに、富士市の議会基本条例の中で「議会報告会」は、これを目的の一つに掲げている。</p> <p>また、解説で「議会を身近なものにするために」とあるが、具体的には、どうすると「身近なもの」になると考えているか？これは、やはり「市民との対話」ではないか？ということからも、「市民の多様な意見を把握するために」を加えるべきと考える。</p>	<p>議会報告会のあり方については、この間、他市の調査を行ってきました。議論のなかで、議会報告会に限らず、市民の多様な意見を把握する手段として、条例第9条で規定しています。議会報告会は、現時点では市議会の活動状況を市民に知らせる場というのが一致点です。今後、回を重ねる中で、改善すべき点は改善していきます。</p>
30	<p>「議会報告会は年1回以上とする。」とありますが、こんな書き方では意味がないと思います。年1回では少なすぎます。市議会後に毎回開く、とすべきです。それが議会報告会でしょう。そして、直接、市民の意見を聞く場を設けること、一番大事なことです。必ず、全会派は出席すること、ということも明記すべきです。</p>	<p>現時点では、年1回以上の報告会開催ということが一致しています。今後、議会報告会を実施しながら、検討します。全会派の出席については、議会報告会開催の際の実行委員会で検討していきます。</p>

31		<p>年に4回の議会報告会をぜひご検討お願ひしたいと思います。</p> <p>なぜこれが賛成？なぜこれが反対？ということは、議員の皆様は本当は訴えたいのではないのでしょうか。</p> <p>これはとっても大切なことなのではないかと思ひます。</p> <p>みなさま大変忙しいのはよくわかります。</p> <p>けれど、報告会がなくても、議会のまとめはみなさまなさっていると思うのです。</p> <p>市民とのやりとりも、その場で結論を出す必要はないので、ぜひ耳を傾けてほしいのです。</p> <p>いつも同じ人が来るということはあるかもしれません。</p> <p>年に4回、場所をわけたり、週末や夜、平日昼、とか様々に開催してみながら、小金井市にあったやり方を探していけばいいのではないのでしょうか。</p> <p>私は自分と違う意見の議員の方々の主張を聞いてみたい。</p> <p>市民に、たとえば質問カードみたいなものをいくつか渡して（郵送とか受付とかで、それも一年分）それが無い人は質問できない、とかいろいろ工夫はあると思うので、いつも同じ人ばかり、ということ避けつつ、市民と同じ場を共有してほしいと思ひます。私なら質問カードを使い果たしても、どんなやりとりがあるのか聞きたいと思ひます。</p> <p>小金井は小さな市で、市民活動も活発で、議員の皆様も市民の活動に入ってきたり、市民に分け隔てなく接してくださる、とても良い風習のある市だと思ひます。他市の人は市議が身近とかありえないと言ひます。そんな小金井市の良さをいかし、市民の意見を取り入れたり、逆になぜ難しいのか説明してくれたり、ゆっくりそうやって、みんなで作り上げる関係性ができればいいな、とそうように思ひます。</p>	<p>貴重なご意見や提案ありがとうございます。</p> <p>現時点では、年1回以上の報告会開催ということが一致しています。今後、実際に開催を重ねる中で、ご提案を参考にさせていただきます。</p>
32	第13条	<p>市長からの議員に対する反問権の規定を入れるべきである。</p> <p>議案等の審議において、現状は、議員の一方的な質問、質疑に対して、問われた範囲での答弁となっている。これでは、議論が深まらず、すれ違いが生じている。</p> <p>市長にも、議員からの質問に対する意見の表明、市長から議員に対して質問もあってもよいと考える。すなわち、市長の反問権により、より議論が深まり市民にとって議会のやり取り、意思決定過程が明らかになり、議会は何をやっているのかわからないとの批判にも答え、市民の議会に対する理解が進むと考える。</p>	<p>市長の反問権を積極的に肯定する議員の声は多くあります。一方で市長と議員では情報量の差が大きすぎるので、反問権を認めるのであれば議員に対する情報公開を市長に徹底的に求めなければならないとの声も多数あります。議会基本条例は、議会の規程です。市長に対し、求めるものではありません。実際に活用するのは困難であると考えています。</p>

33		<p>第5項 議員は議案等の審議に当たっては、適切に論点を整理しとあるが審議の有効性を問うのは議員に対する資質を問うものさらに議会の有効性を問うものであることから別の章を立てるのがよいのではないか。</p> <p>質疑の論点又は趣旨を確認するために市長が発言を求めたときとあるが、それ以上に市長に反問権を付与することを求めます。</p> <p>反問権を付与することにより2元代表性が確保できると考えます。</p> <p>市長の反問に答えることのできないことは議案の審議が不十分であると考えます</p>	<p>「適切に論点を整理し」とは、議員の資質を求めるのではなく、この条文は、市長との対等な関係を定めているものです。議員の資質については、第5条に定めています。</p> <p>市長の反問権を積極的に肯定する議員の声は多くあります。一方で市長と議員では情報量の差が大きすぎるので、反問権を認めるのであれば議員に対する情報公開を市長に徹底的に求めなければならないとの声も多数あります。本条例は議会基本条例であり、市長を縛るものではないので、本条文となりました。</p> <p>しかし、本条文は、市長が質問の趣旨を確認できることとしているので、誤解に基づく質問に対しては、反問的にたどることができることとなります。</p>
34	第16条	<p>第16条を次のように改正する。</p> <p>第16条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項に規定する議会の議決事項については、基本構想・長期総合計画の策定、変更及び改廃に関するものを追加するものとする。</p> <p>議決事項の追加は、法に規定されているので、追加する事項を条例化すれば足りるので、第2号の「その他別に条例で定めるもの」の規定は蛇足であり不要である。</p>	<p>一点目については、長期基本構想だけでなく基本計画も議決事項とすべきとの意見と思われませんが、そのことは議論されませんでした。条例に規定する以上は、基本構想の議決事項は必要です。</p> <p>二点目は、小金井市名誉市民条例のように、別条例で定めているものがあります。</p> <p>今後、更に追加していく、という議会意思をわかりやすく表現した形になっています。</p>
35		<p>他条と違い本条のみ、「議会」及び「市長」への形容句として「市民の代表機関である」または「同じく代表機関である」という法的な説明記載が付されています。なぜ本条のみなのでしょうか？</p>	<p>ご指摘の部分は、削除します。</p>
36	第17条	<p>政策検討会が設置されていますが、その運営についてお聞きします。</p> <p>例えば、市民が憲法に基づく請願権で政策検討会へ直接政策提案した場合、条例は憲法より下位なので請願そのものを受け付けることを拒否はできませんが、その可否はどこで審議されるのでしょうか。政策検討会でしょうか、それとも請願（陳情）を審議する議会運営委員会でしょうか？</p> <p>また政策検討会は、公開なののでしょうか？</p>	<p>憲法における請願及び請願法に基づく請願は、本会議にて上程され、各担当委員会にて審議されます。政策検討会は常設の会議ではなく、全会派の賛同による条例提案を行う場合に設置するものです。位置づけは、地方自治法第100条第12項の協議の場となります。従って、政策検討会も公開です。公開とは、傍聴できるに留まらず、議事録を作成することも含みます。</p>

37	第18条	<p>第18条第1項中「政務活動費の交付を受け、活用するものとする。」を「政務活動費の交付を受けることができる。」に改める。別に定める条例の根拠規定である。</p> <p>また、「活用するものとする。」とすると、今まで活用していないのでこれから活用しようよという趣旨になるので、今まで活用してきていることと思う。単なる受けることができるで十分と考える。</p>	<p>ご指摘のとおりです。「交付を受けるものとする」に変更します。</p>
38	第21・22条	<p>昭和26年、31年条例は古い。平成24年公聴会、最近の市議全員賛成のUPは理解出来ない。</p> <p>今日迄機械化効率化に費やした設備投資が市運営とトップマネジャー集団で真剣に配慮されないのは問題。定数・報酬20%減を提案します。</p> <p>当然他の機関にもリンク願います。</p> <p>職員組合が存在している様ですが、基準レベルの能力良識者の集団に願います。年功者・後職者が個人判断による勝手な仕事範囲対応（能応的に限界のため）が多過な採用、職員教育を目的を明確にして実施願います。</p> <p>尚学識経験者、市議、職員OBの活用は公開して透明性がないと必ず弊害が即発生する。</p> <p>〔皆様のご尽力心から感謝致します。〕</p>	<p>議員定数は平成11年の改正で24名になっており、解説にもあるとおり今後も市政の現状及び課題を考慮の上、市民の意見聴取を踏まえて適切に定められます。議員報酬については、平成20年に改正になっています。議員報酬も解説のとおり、改定の際は「小金井市特別職報酬等審議会条例」に基づき審議会の意見を反映するほか、市政の現状及び課題を考慮するとしています。また、機械化効率化に費やされた設備投資の反映については、機械化による職員人件費削減と同時に、分散庁舎の解消など市民サービスの向上に反映されていると考えます。ご提案については、貴重なご意見として承ります。</p>
39	第23条	<p>この規定に、4年に1回行われる市議会議員選挙で初当選議員に対する議会としての研修の規定を加えるべきである。</p> <p>市民が立候補して選挙で当選すると議員になるが、初めて当選した議員は、議会特有のルールが多々あり、議案、予算審議にある程度の知識がないと戸惑い、慣れるまで一定の時間が必要で十分な議員としての職務が果たせないと考えられる。議員には、年間850万円もの報酬が支払われているので、市民はそれに見合う活躍を期待している。初当選議員に対し、議会としてカリキュラムを組んで一定の研修をするシステムの構築が必要である。</p>	<p>この条文では、本条例に関する研修の考え方を示しています。初当選議員に対する研修については、議会事務局及び各担当部長による研修が行っており、政務活動費を使って個人で必要な研修を受けることも可能です。</p> <p>「議会に特有なルールがある」ことは事実ですが、今回の議会基本条例の制定をはじめとして、今後は各種の議会規定において整合を図っていくこととなります。ルールをわかりやすく規定することで環境を整え、初当選の議員でも議会に参加しやすくしていきます。</p>

40	<p>本条でいう、「この条例の理念」とは何でしょうか？ 第1条でいうこの条例の「目的」と違う意味を示すため別の語句を使ったと思われるのですが、内容が分かりません。本条または本条例の別の箇所にて定義あるいは敷衍するのが適切ではないでしょうか。 （なお、第1条にいう、「議会の基本理念」、及び第7条第2項にいう、「会派の理念」についてはそれらの内容のおおよその検討がつかますので理解出来ます。）</p>	<p>この基本条例全体が、理念条例です。前文をはじめ、条例全体に盛り込まれています。</p>
41	<p>条例に関する研修。必要ですか。市民に選ばれた議員であれば自己研修が可能と考えますが。</p>	<p>条例の研修を経て、議会の最高規範である本条例の意味するところをすべての議員が理解、共有し、活動にいかすために規定しています。 条例の趣旨や理念を研修し、その後の議会運営にいかすためには、新人の議員も含め、議会全体で共有することが必要だと考えます。</p>
42	<p>第24条 第1項に次の文言を追加する。 「検証に当たっては、市民及び学識経験者の意見を聴くものとする。」 第2項を第3項とし、第2項に次の文言を追加する。 「2 検証の結果については、これを公表するものとする。」 検証に当たっては、議会内だけの検証ではなく第3者の市民や学識経験者の意見を聴く必要があると考える。この検証結果についても、市民に公表する必要がある。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。 第1項については、検討課題とさせていただきます。 第2項については、ご指摘は当然のことですが、議会は公開が前提なので、あえて条文に「公表」を加える必要はないと考えます。</p>
43	<p>本条第1項では「この条例の目的」に言及されています。この「目的」とは第1条によりますと、「議会が、この条例で定められた、小金井市議会の基本理念、議会に関する基本的事項に従って、市民の付託に応え、もって市民福祉の増進及び市政の発展に寄与すること」と読めます。そうであれば、本条例案の随所に見られますいわゆる努力規程（※）はどのような（公平で客観的な）方法をもって議会運営委員会において「検証」されるのでしょうか？ ※全部で8つの条（第3、5、7、8、10、11、17、20条）にわたり11か所にある「努めること」や「努めるものとする」等の文言。また、前文にも「努力が求められ」とあります。</p>	<p>条例に明記されている内容に沿った方向で対応や取組が図られているかどうかを、議会運営委員会で検証するという事です。検証方法については、今後、具体化します。</p>

44		<p>条例に基づいて議会活動が有効になされていることを検証するのであれば第三者委員会などで検討することを求められるのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見、ありがとうございます。今後の検討課題とさせていただきます。</p>
45		<p>条文からも解説からも、どのような手順を経て検証されるのかがわかりません。 検証のタイミングや方法を明確にして市民にも示すべきではないでしょうか。 また、この案を全体的に見ると「努めるものとする」という表現が多いのも気になります。 本当に努めているのかどうかは市民にはわかりにくいので、この表現はできるだけ少なくしていただきたいです。</p>	<p>今後、規則等を策定して、検証方法を具体化していきます。具体化された時点で公表します。いわゆる「努力規定」については、条例案策定段階で様々な意見が交わされましたが、すべての会派が一致した内容での表現となっています。ご理解願います。</p>
46	全般	<p>「条例の見直し」を明文化してください。 条例案に「条例の見直し」条項が見あたりません。条例案は現段階のレベルであり、今後実施していくなかで、また市民の声や社会趨勢の変化により条例の見直しが必要になるところがあると思われまます。</p>	<p>条例(案)第24条で「条例の検証等」を明記しています。第2項で述べる「適切な措置」には「条例の見直し」も含まれます。</p>
47		<p>少なくとも、全会一致で議決された陳情については強い議会意志として責任を果たしてください。 全会一致で議決された陳情でも、行政が実行しないものがあります。なぜ実行されないのか、その理由や経過を市民に知らせ、打開策を議会として示すべきと思われまます。</p>	<p>小金井市議会では、陳情も請願同様に委員会で審議し、最終的に本会議で採決しています。採択された陳情について、実行するかしないかは市長の判断になります。また、採択された陳情の進捗や経過等は、議会事務局を通して、陳情者に直接書面をもって報告しています。採択された陳情の取り扱いについては、今後の課題とさせていただきます。</p>

48		<p>行政から議会に提出された調査資料や報告書など分かりやすく閲覧できるようにしてください。</p> <p>議事録は図書館や庁舎で閲覧できますが、付随する資料や市政報告がありません。議事と深い関連性をもつ資料等を市民に分かりやすく閲覧できるようにしてください。</p> <p>なお、図書館職員から「議会だよりは図書館本館に置いていません」といわれました。事実、小金井市議会基本条例（案）は図書館本館にありませんでした。</p>	<p>議会に毎回提出される議案書や資料は膨大な量になり、今後、議会の全資料を閲覧できるようにするには、閲覧公開の実施の有無を含め、その公開期間や保存期間、閲覧方法等を検討する必要があります。今後の課題として、検討していきます。</p> <p>図書館本館の議会だよりは、1階に配布用として置いてあり、2階の参考資料室において閲覧用を配架しています。</p> <p>「小金井市議会基本条例（案）」（パブコメ要領等の資料）はパブコメ期間中、2階の参考資料室に配布用として置いてありました。また、市政だよりは本庁舎2階の広報秘書課、議会だよりは本庁舎4階の議会事務局に一定期間分、配布用として用意しています。</p>
49		<p>議員の「市民の意見を聞く会」や「議会報告会」を設けることは大切なことと思います。実のあるものにしてください。</p> <p>市民に関心あるテーマ、宣伝・周知の仕方、議会への信頼度等によって市民の集会参加者が大きく異なると思われます。最近の福祉会館問題の説明会では1回の集会に100名近い参加がありました。一方、「資源持ち去り禁止条例」の説明会では2名の参加に止まりました。市長と語る会では、最初の頃多くの参加がありましたが、「ただ聞くだけ」と市民は感じとり、市長と語る会への参加は減少しました。</p> <p>地域の町会・自治会等と連携し、24名の市議が手分けして報告会や市民会を開けば、市民の理解が深まり、市民の意見をより広くくみ取ることができるのではないのでしょうか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。議会基本条例（案）においては、最低でも年1回は「議会報告会」を開催するよう条文で規定しています。報告するテーマや宣伝周知の方法など、運営実施に関することは、議会の代表者によって構成される議会報告会実行委員会の中で協議し、決定することになっています。</p>
50		<p>本条例案の検討を進める際に数回、専門家の方々から参考意見をお聴きになり、また先行して策定した他市の条例を参考にされたと伺っています。本条例案をまとめるにあたり、それらの参考例では取り上げられあるいは実際に他市で条文となったが、小金井市の本条例案では採用しなかった事項がありましたら、重要なもの数件についてその不採用の理由とともにお教え下さい。</p>	<p>議会では小金井市議会の現状を反映させるという点でコンセンサスが取れています。その中で、反問権などの新たな項目も検討課題としてあげられ、議論してきましたが、議会の運営に関しては全会一致が原則ということで、全会一致とならなかった項目に関しては、条文として採用していません。</p> <p>なお、議員間の討議については、第4条第2項で規定してあります。</p>

・条例案の市民説明会に出席しました。この説明会では、この「この条例は理念条例です」と言うような説明をされていったり、実際の運営についての細かい規定は条例には盛り込まないということでした。例えば第12条では議会報告会については「年一回以上」とだけ記載されており、詳細については別に定める、としています。

・そして細かい規定についてはまだ決まっていなかったということでしたが、今後段々と条例にのっとった議会運営をしていって、ルール化していくものも出てくるのか否かと言う事がわかりませんでした。また別に定めた規定が条例からリンクされるのかどうかもわかりませんでした。

・上記の様なことから理念条例と言う事で、理念を書き出しました。これでおしまいですが、と言ってらっしゃるのかと心配になっています。条例のスパイラルアップ、目標設定や、実施状況のチェックを定期的にやらないと、本当に作っておしまい、形骸化して忘れ去られるのが目に見えているように思います。第24条にはこの定期的な検証について記載されていますが、この定期的な頻度も書かれていないのを見れば、やる気は無いのだろうとしか思えません。民間でこんなやらないためのエクスキューズをいれた書類を作るような事はないと思います。残念です。

・こうした条例は、小さくつくって大きく実のあるものに育てていくものではないでしょうか。延々と長い時運をかけて、出来たその後は放りっぱなしとなくなってしまっただけでは残念でなりません。是非放りっぱなしが無いように、レビュー頻度の記載と、定期レビューには市民の参加も盛り込むようお願いしたいです。

・議会報告会については、第12条では年に1回としかありませんが、年に4回ある議会を1回の報告会で網羅できるものではないでしょうか。今年の議会を見ても、その会ごとにTOPICがあり、大きく揉める事もおおかつたのを覚えています。タイムリーに開催するには議会の後に毎回行うしかなく、是非年4回を盛り込むことをお願いしたいです。

・本条例は基本的にこれまで小金井市議会で行ってきた議会運営に沿って、議会の役割等を明文化した条例となります。それゆえ、既に存在する会議規則、要綱、申し合わせが条例にリンクする形での運用となります。条例策定協議の中で新たな取組として規定した、政策検討会や前述した議会報告会及び広報協議会は、それぞれ要綱でルールを定めていくこととなります（広報協議会は既に要綱を定め発足済みです）。しかし今後、議会運営の中で現在想定できていない事象が起こるなど、新たなルールづくりの必要性が出てくる場合もあります。

・第24条で定めている条例の検証等については、様々な意見を踏まえ協議した結果、このような記述になりました。具体的にいうと、1年に1度は検証すべきである、という意見があれば、時期を定めた検証は必要ない、という両極端の意見があった中で、結果的に任期中（4年）に一度は検証しよう、という意見で一致した経過があります。ゆえに、条文中で「定期的」と規定しているのは4年に1度一通り検証する、ということが代表者会議での一致点となります。

また、併せて「事態の変化に応じて必要に応じた検証を行う」としたのは、常々議会運営の実態と本条例と照らしあわせ、齟齬が生じていないかの確認を行うことを想定しています。疑念があった際には、その該当条文について検証をすみやかにを行うことを規定しています。

・「レビュー頻度の記載」については、ご意見を参考に、上記に回答したように任期中（4年）に一度ということを経済に記載させていただきます。「定期レビューに市民参加も盛り込むこと」については、今後の検討課題とさせていただきます。

・議会報告会の「年一回以上」の開催については、その旨の陳情書を全会一致で採択した経緯もあり、代表者会議の議論の末に改めてその点で一致した経過があります。今後、議会内で議会報告会の実行委員を組織し、その中で詳細を協議し、要綱等で開催のルールを定めていくこととなります。

・議会報告会を市民との意見交換会としての位置づける文章を入れたらどうか？という会場意見に対しての、森戸議員の説明のひとつに、個別の意見交換会もやっていますから、というのがありました。しかし、それは、議案に対しての、賛否どちらなのか一方の考えの人たちの集まりであることがほとんどです。開催する会派を支援する濃い人たちが集まっているだけ。それでいいの？と思います。議会としてまとまって市民に向き合ってほしい、と言うのが私が会場で言いたかったことでした。市民も違う意見のまじりあう場に慣れていかないとだめでしょう？議会報告会を交流の場にして市民も議会も成熟してゆけば良い、是非そうしなければならないのではないのでしょうか。

・条例の議論の中では、特定議員への誹謗中傷があった場合は開催を取りやめるというような条文をいれるいれないの意見のやりとりがあったとの事ですけれども、議員さんは選良としてそこにあがっている市民の代表なのですから、毅然としてやっていただければいいだけの事に思いました。条文にはいれずよかったですと思います。

・市民説明会の参加者（第1回に参加しました）を見ても、日頃から傍聴をしたり、Ustream中継を見たりしている人がほとんどのように思いました。こうした人たちはほっといても参加してくるのですが、議会としてすべきなのは、議会の機能を理解していない、アンケートで議会がなにをしているか分からないと答えたような過半数の人たちにどうアクセスしていくかと言う事かと思えます。これについては広報委員会に期待すると共に、やはり年4回の議会報告会の開催と、無作為抽出による出席のご案内を取り入れたらいいのではないかと思います。

・これからは人口減、高齢化の進行等、予算の厳しい中税金の使い道を考えていかなければならないのは目に見えています。今後ますます市民と共に考えていく開かれた議会となる事が必要で、是非今後に期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

・その他、議会報告会について、貴重なご意見として今後の実行委員会での協議の参考とさせていただきます。

市民説明会の質問意見

市民説明会：平成27年8月29日（土）及び9月6日（日）

意見提出数：23枚、35件

番号	項目	寄せられた意見	意見に対する（各班の）検討結果
1	前文	<p>「議会は合議制の議決機関」とあるが「議事機関」とすべきでは？ 第4条では「議事機関」としている。 第13条の解説も同様。 「多様な民意を持ち寄って、公開の場で議論をつくる」課程を重んじれば、「議事機関」とするのが妥当。</p>	<p>コンメンタールによれば、憲法93条における議事機関とは議決機関の意味であると解釈されています。従って、議事機関でも議決機関でもどちらを用いても問題ないと考えます。 ここで、私たちが合議制の議決機関とした理由は、市長が独任性の執行機関であることに対する表現として議決機関としています。それは、市議会が意思を決定する機関であることを市民にわかりやすく表明するために用いたものです。 複数の人員をもって組織し、その構成員の全会一致または多数決により、その意思を決定する組織体を合議体と言いますが、その合議体において、その構成員がその議に付された案件につき、集まって相談する制度を合議制と言います（自治用語辞典／自治大学校編）。 合議制という言葉が付けたのは、単なる議決機関ではなく、議論を尽くして結論を導いていくという議会としての役割を明確にするためです。</p>
2		<p>市議会議員と市長を市民の代表として選出…の「代表」は「代表者」では。 議会は、合議制の議決機関。第3条では、市民を代表する議事機関。どちらかに統一した方が良いのでは。</p>	<p>わかりやすく、誤解の無いようにするため、第3条を「市民を代表する議決機関」と変更します。</p>
3	第3条	<p>第1項 「市民を代表する唯一の議事機関」と定めている趣旨は？</p>	<p>わかりやすく、誤解の無いようにするため「市民を代表する議決機関」と変更します。</p>
4	第4条	<p>自由な質疑を中心とした、とありますが、第13条第5項で反問権を認めていないため議論にはならないのではないのでしょうか？ 第2項にある議員間討議は具体的にどのように行うのでしょうか？ 行う場合、公開の場で行うのでしょうか？</p>	<p>實際上、自由な質疑応答の中で、議員と市長及び市長部局との議論が行われていると認識しています。反問権が盛り込まれていないからといって、議論ができないとは考えていません。議会基本条例は、議会サイドの規程です。市長に対し、求めるものではありません。実際に活用するのは困難であると考えています。 「議員間の討議」は解説で示されている通り、議会運営委員会、委員会協議会、議員提出議案の審査等の公の場で行われています。</p>

5		活発な調査活動とありますが、パブリックコメント以外に、どのような意見把握の方法があるのですか。	パブリックコメントは議会としての手段であり、第5条は個々の議員の調査活動を示しています。方法としては市民への聞き取り調査、書物による情報収集、他市事例の調査などがあげられます。
6	第5条	解説で「必要に応じて市長と協議する」とあるが、条文にはこのことが記載されていないので、この解説記載のことは単なる努力規程なのか？ 協議してもしなくともよいが、協議した方がよいということだけでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	第6条	「大規模災害」には、国民保護法に基づく事態は含まれるのか。	「大規模災害」は逐条解説に例示したような自然災害を想定しており、国民保護法に基づく事態は含みません。
8	第7条	たくさん会派が生まれた新しい議会環境の中でまとめるのは大変だったと思います。その点、座長、副座長には大変ご苦労様でした。 第7条ですが、地方自治法第100条では、議会における会議の明確化というものが定められていますが、ここは会派代表者会議を記入しておくべきではないか？前期のときにはあったのになくしたのは何故でしょう。	会派代表者会議は非公式の会議です。地方自治法第100条第12項に基づき会議規則に規定することになると公式の会議となります。しかし、公開することなどについて合意ができていないために、正式の会議とすることにはなりません。ただし、会議の結果については、会議結果報告書を作成します。情報公開の対象です。
9		【解説】④議会の申合せ事項。この申合せ事項の全容を教えてください。 議長、副議長の役割、選出方法、議運の役割などは定めないのでいいのですか？	小金井市議会では、議会の申合せ事項等を明記した「市議会ハンドブック」を作成しており、情報公開コーナー等でご覧いただけます。 なお、議長、副議長の役割、選出方法、議運の役割などは、地方自治法、会議規則、委員会条例等で定められています。
10		会派があると、国会の与党、野党と同じ様に見えて、議決前に結果が予想できてしまつてつまらないですが、会派はなくてはならないのでしょうか。（法律で決められているとか・・・） 会派のメリットとデメリットを教えてください。	法律の定めはありませんが、市議会では、議会運営を円滑に行うために、会派を結成することとしています。小金井市議会では、一人でも会派を結成することができ、活動が保障されています。議会人事などにおいても会派の人数に応じて按分するなど、公平な運営に努めています。また、一般質問や各委員会での質疑など、各議員の活動も保障されています。
11	第8条	原則公開の内容を明確にしてほしい。	ご意見ありがとうございます。 逐条解説に明記してありますので、参考にしてください。

12		<p>議会開催中、インターネットで中継を見ている時に、陳情書や資料が見られず不便な思いをすることが度々あります。ぜひ、この点を条例の中に入れていただきたいです。</p> <p>案をおまとめいただき有難うございます。時間はかかりましたが、前進したことをうれしく思います。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>現状、議案とそれに付随する行政提出の資料は市議会ホームページの議案一覧からご覧いただけます。</p> <p>陳情書の本文や、議員提出の資料をホームページへ掲載することは、現在、広報協議会で検討しています。</p>
13	第9条	<p>第3項の書きぶりがあいまい。</p> <p>栗山町のように「一般会議」として制度化すべきでは？</p> <p>なぜ具体的にできないのか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「一般会議の制度化」については、今回は議論していませんので今後の参考とさせていただきます。</p>
14	第12条	<p>名称にはこだわらないが、議会と市民が双方向で話し合える場は絶対に必要と考える。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。今後、検討させていただきます。</p>
15		<p>報告会は各議会ごと4回以上とするべきです。</p>	<p>現時点では、年一回以上の報告会開催ということが一致しています。今後、議会報告会を実施しながら市民の方の意見もふまえ、検討を重ねていきます。</p>
16		<p>定例会が年4回あるので、4回以上とすべき。</p> <p>なぜできないのか？</p>	<p>現時点では、年一回以上の報告会開催ということが一致しています。今後、議会報告会を実施しながら市民の方の意見もふまえ、検討を重ねていきます。</p>
17		<p>定例会は年4回あるのに、なぜ報告会は1回なのですか。</p> <p>実質的に1年前のことを報告するような会は、魅力に欠けるのではないのでしょうか。</p>	<p>現時点では、年一回以上の報告会開催ということが一致しています。今後、議会報告会を実施しながら市民の方の意見もふまえ、検討を重ねていきます。</p>
18		第13条	<p>市長&行政側に「反問権」を定めないのは何故か？</p> <p>(第13条第5項が該当するのか？)</p>

19		<p>市民と対等の関係を保持する、という点はとても大切なことで期待しています。</p> <p>ただ、座長の森戸先生がコメントされた通り、圧倒的なマンパワーの差がある中で、どうやってこの関係を実現するのか疑問が残ります。</p> <p>具体的な方策はあるのでしょうか。</p>	<p>市長との対等な関係の保持については、本条例の制定により二元代表制を構成するもう一方の機関として力量の向上に努めていきます。</p>
20	第15条	<p>全員協議会は、地方自治法第100条第12項の規定によって規定されているが、会派代表者会議や幹事長会議は規定がないのはなぜか。</p>	<p>会派代表者会議と幹事長会議は、非公式な会議として位置付けられているため、正式な協議の場にはしていません。</p> <p>会議規則とは別の申合せ事項で、「会派間の連絡、報告、協議及び調整の場」と定めています。</p>
21	第15条等	<p>「全員協議会」は「全会一致」を原則としているのか？</p> <p>時代にそぐわないのではないのか？（少数会派を無視しないレベルで）</p>	<p>逐条解説にあるように、全員協議会は「協議又は研究の場」であり、事件の議決を目的としていないため議決は行われません。</p>
22	第17条	<p>政策検討会は、市民が直接テーマを要望できますか？</p>	<p>小金井市議会議会基本条例の議論の中では、政策検討会は議会からの発議を想定した議論として一致し条例化しました。いただいたご意見の市民から直接のテーマの要望については、今後の課題の一つとして受け止めさせていただきます。</p>
23	第20条	<p>行政資料はご説明ありましたが、一般的な議会作成の資料については全てWebへアップして下さい。（視察報告書など）→これを明記していただけると嬉しいです。</p>	<p>委員会の視察報告書について、ホームページの公開は概ね一致してきており、本件に関しては現在、議会改革の中で議論を進めています。</p>
24	第21条	<p>第2項の主語がない。第22条のように審議会の意見を聞くべきでは。なぜそうしないのか？</p>	<p>第22条の議員報酬の額の改正は小金井市特別職報酬等審議会条例の第2条によって、審議会の意見を反映することになっていることによります。議員定数は小金井市議会議員定数条例で定めており、改正に当たっては最終的に議会の議決によって決定されるものとなるため、あえて主語の「議会」を含めていません。</p>

25	第24条	全25条中のうち、7条に「努めるものとする」等の努力規程が入っているが、これらを「検証する」方法はどのようなものか。	検証においては、議会運営委員会の議会改革の一環として現状との乖離を検証していくような形になります。検証方法としては、アンケートも含め、市民の皆さんの意見を聞く場を持つことも検討していきます。
26		「定期的」とするのならば、具体的に時期を明示すべきだ。	任期中の4年の期間で一度検証する場合と、課題が明らかになったときに検証する場合については、コンセンサスが取れていますが、具体的な時期の明示については、今後の検討課題とさせていただきます。
27	全般	本条例の運用や基準等に関する「規則」の内容についてもお知らせください。	この基本条例が成立した後、関連する条例や規則などとの整合性を図り、後にお知らせすることになります。
28		反問権についての条文はなぜ盛り込まなかったのでしょうか。	市長の反問権を積極的に肯定する議員の声は多くあります。一方で市長と議員では情報量の差が大きすぎるので、反問権を認めるのであれば議員に対する情報公開を市長に徹底的に求めなければならないとの声も多数あります。議会基本条例は、議会の規程です。市長に対し、求めるものではありません。実際に活用するのは困難であると考えています。
29		全会一致で議決されたものが放置されている。少なくとも全会一致したものは実現してほしいが…。	小金井市議会では、陳情も請願同様に委員会で審議し、最終的に本会議で採決しています。採択された陳情について、実行するかしないかは市長の判断になります。また、採択された陳情の進捗や経過等は、議会事務局を通して、陳情者に直接書面をもって報告しています。採択された陳情の取り扱いについては、今後の課題とさせていただきます。
30		これまでの議会ハンドブックの申合せ事項はどういうあつかいになりますか。	今後、基本条例の内容との整合性を図り、変更すべきことがあれば、変更していきます。
31		条例案について、理念条例であると説明があったが、実現のための具体的な手続はどのように整備していくのか。	この基本条例に基づき、議会運営委員会等の中で検討し、実現へ向けて取り組んでいきます。

32	<p>文書質問について、条文がないのはなぜか、メリット・デメリットについて、どのように検討されてきたのか。</p>	<p>文書質問制度は全会一致できませんでした。メリット・デメリットではありませんが、賛成意見や反対意見は主に以下のようなものがありました。</p> <p>(賛成意見)・所属していない委員会の質問ができる・議員活動の有効なツールとなる・一般質問、委員会の質疑等、現状で十分とは考えていない・議員活動として、閉会中の非公開部分で部局と調整するなどしているが、公開の場で行うのが適切ではないか・障がいのある方も議会に参加しやすくなる</p> <p>(反対意見)・小金井市では本会議及び委員会において、少数会派も含め十分な質疑が保障されている・委員外議員の発言もでき、一般質問も毎定例会で保障されている。(他市では、議員の数が多く、一般質問の時間制限を設けているなどの例がある。)資料請求も数多いが部局は十分対応している。さらに文書質問制度の必要性があるのか。・口頭が基本。委員外議員の発言についても会議規則の規定や申合せ事項がある。部局から情報提供は常に行えている。</p> <p>・行政の主な役割は市民サービスであり、議会対応に追われ市民サービスの後退になってはならない・所属していない委員会の質問を自由に認めると委員会制度の意味がないのではないか。・閉会中の議会活動の運用上、文書質問制度など問題があるのではないか。</p>
33	<p>前文にも「政策立案する活動をより充実強化」とあるが、具体的に何か考えはあるのか？</p> <p>まず、市民意見の把握→その政策化の過程でいろいろなことが考えられると思う。</p> <p>市民が感心を持てる議会になっていただきたいと思っている。</p>	<p>第5章第17条にて、具体的に規定しています。十分に活用できていない制度も政策立案のためのメニューとして整理しました。その中でも新たな取り組みとしては、これまで議員提案条例作成過程の明確なルールがなかったところを、政策検討会を設置することにより、政策立案する活動の強化策の一つと位置付けています。その他、貴重なご意見として承ります。</p>
34	<p>「会派間で一致できた点を条例にした」とのことですが、一致できず、条例に盛り込めなかった主要点を教えて下さい。</p>	<p>反問権、文書質問、議会報告会の年4回開催、議員からの全員協議会開催請求要件等です。</p>
35	<p>二元代表制についての森戸座長の説明。</p> <p>「議会の限界」を強調されたようで、やや残念に思いました。</p>	<p>市長には、予算編成権や再議権があります。こうした点で、議会に限界があるという見方もできます。議会の権能を発揮するために努力していきます。</p>